

2018年 8月27日

会員各位

細胞検査士会
会長 伊藤 仁

役員選挙実施のお知らせ

2019-2020年度細胞検査士会役員選出を、2018年6月1日に役員会承認した「2019-2020年度役員選挙実施要綱」にしたがって選挙管理委員会が行います。選挙方法は前回選挙（平成29-30年度役員選挙）とほぼ同様です。

細胞検査士会 2019-2020年度役員選挙実施要綱

細胞検査士会は役員選任に関する細則により、2019-2020年度役員選挙を次のように実施する。

1. 選挙の対象と実施期間

【選出役員】

2019年定時総会から2021年定時総会までを任期とする会長1名、副会長2名、幹事若干名。

【選挙の概要】

- (1) 都道府県細胞検査士会代表者委員会を介し、各都道府県細胞検査士会の協力を得て2019-2020年度役員選挙管理委員会（選挙管理委員会）が実施する。
- (2) 幹事の選出、会長および副会長の選出の2回に分けて行う

【選挙日程】

- (1) 選挙管理委員会を2018年8月までに設置する。
- (2) 選挙公示を2018年9月までに行う。
- (3) 各都道府県細胞検査士会より選出された選挙人による幹事の選出を2018年10月に実施する。
- (4) 新たに選出された幹事の中より選挙人による会長及び副会長の選出を2019年2月までに実施する。ただし、事情により選挙管理委員会は実施期日を変更することがある。

2. 選挙管理委員会と開票立会人

【選挙管理委員会の設置】

役員選任に関する細則第 8 条により、選挙管理委員会を設置する。

【選挙管理委員会の位置付け】

選挙管理委員会は、委員会に関する細則に定める委員会とは異なる委員会として位置付ける。

【選挙管理委員会の構成と任期】

選挙管理委員会は、委員長 1 名、及び若干名の委員で構成し、2019 年定時総会までの任期で会長が委嘱する。

【選挙管理委員会の任務】

選挙管理委員会は、次のことを行う。

- (1) 各都道府県細胞検査士会における選挙人の割り当て数の決定と選挙人名簿の作成
- (2) 被選挙人の募集・資格審査と被選挙人名簿の作成
- (3) 選挙日時・開票方法の細目の決定及び公示
- (4) 開票立会人の指名
- (5) 投票用紙の配布・回収・保管及び開票・集計作業
- (6) 投票資格の確認及び投票の有効・無効の審査
- (7) 選挙結果の発表と異議の確認
- (8) その他、選挙の円滑な実施に必要な実務

【開票作業】

選挙管理委員会は、開票立会人を指名し、必要に応じて開票作業の補助員を置くことができる。

【開票立会人】

選挙管理委員会は、開票立会人を会員から公募することができる。開票立会人は、投票用紙の確認、開票作業の公正な実施の確認、無効票の審査結果の承認、開票結果の確認・承認を行い、監査報告書を作成する。

3. 幹事の選出方法

【選出定数】

被選挙人（候補者）の中より約 30 から 40 名を選出する。（ただし、この中より 3 名は会長、副会長となる）

【選挙人資格】

次のA及びBを併せた約 250 名を選挙人（投票権者）とする。

(A) 各都道府県細胞検査士会基礎選挙権

都道府県細胞検査士会代表者委員会より選挙管理委員会に報告のあった 2018 年 6 月 1 日時点の都道府県細胞検査士会代表者を選挙人として登録する。

(B) 会員数比例選挙権

各都道府県細胞検査士会代表者より申告された 2018 年 6 月 1 日時点での会員数にもとづき、会員約 30 から 40 名に 1 人の割合で計約 200 名の選挙人を割り当て、各都道府県細胞検査士会代表者に通知する（ただし、会員数 70 名未満は一律 2 人とする）。都道府県細胞検査士会代表者は、規定数の選挙人を選出し、選挙管理委員会の指定する方法によって選挙人登録をすることができる。

【被選挙人資格】

被選挙人（候補者）は、選挙管理委員会の定める方法により各都道府県細胞検査士会より推薦を受けた者、または立候補を届け出た者のうち、選挙管理委員会で審査し、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 当会会員であり、本法人正会員または選出後正会員となる意思を有すること。
- (2) いずれかの都道府県細胞検査士会に所属し、かつ会費滞納のないこと
- (3) 役員を解任されるなどの懲戒処分を過去に受けたことがないこと。
- (4) 役員選任に関する細則に反しないこと。
- (5) 選挙管理委員会構成員ではないこと。

【選挙期間】

幹事の選挙期間は、2018 年 9 月から 10 月での間で、約 10 日間を投票期間として選挙管理委員会が決定する。

【選挙方法】

選挙は、選挙管理委員会の指定する候補者 7 名連記式の投票用紙による郵便投票で行う。投票用紙の送付先、開票場所などの細目については選挙管理委員会が決定する。

【無効票】

次に該当する投票は無効とする。

- (1) 被選挙人以外の者の氏名を記載したもの
- (2) 記載された被選挙人名を判別または特定できないもの
- (3) その他、選挙管理委員会の指定する方法に従わないもの

【当選者】

同数得票者を含め得票数の多い者から上位約 30 から 40 名を幹事当選者とする。

【選挙結果の公示】

当選者確定後、細胞検査士会ホームページ（以下、HP）及び細胞検査士会報にて幹事当選者の氏名と得票数を選挙管理委員長名で公示する。また、2018 年秋の役員会にて当選者の氏名を報告する。選挙結果に対する異議の申し立ては、当選者の発表後約 5 日の間に選挙管理委員長宛の文書で受付け、その対応は選挙管理委員会決定する。

4. 会長及び副会長の選出方法

【選出定数】

候補者の中より会長 1 名及び副会長 2 名をそれぞれについて選出する。

【選挙人資格】

選挙人は、先行する幹事選挙の選挙人及び新たに選出された幹事とする。ただし、重複は認めない。

【被選挙人資格】

被選挙人（候補者）は、新たに選出された幹事の中より立候補した者または推薦された者とし、立候補の方法は選挙管理委員会が決定する。ただし、会長と副会長の両方の候補者となることはできない。また、それぞれの立候補者数が定数を超えない場合は、新たに選出された幹事のすべてを候補者とする。

【被選挙人資格】

被選挙人（候補者）は新たに選出された幹事の中より、選挙管理委員会が決定する方法で立候補した者とするが、会長と副会長の双方同時に立候補することはできない。会長立候補者がいない場合は、新たに選出された幹事のすべてを候補者として会長及び副会長を選出する。会長立候補者が1名の場合、会長立候補者を無投票当選とする。副会長立候補者がいない場合は、会長立候補者を除く新たに選出された幹事を候補者として副会長を選出する。副会長立候補者が1名の場合、副会長立候補者を無投票当選とし、1名の副会長については会長及び副会長立候補者を除く新たに選出された幹事を候補者とする。副会長立候補者が2名の場合、副会長立候補者を無投票当選とする。

【選挙期間】

会長及び副会長選挙は2019年2月までに行い、具体的な日時は選挙管理委員会が決定する。

【選挙方法】

会長及び副会長選挙ともに、選挙管理委員会の指定する投票用紙にそれぞれの定数名の候補者氏名を記載し、同時に郵便投票で行う。その他の細目については選挙管理委員会が決定する。

【無効票】

次に該当する投票は無効とする。

- (1) 被選挙人以外の者の氏名を記載したもの
- (2) 記載された被選挙人名を判別または特定できないもの。
- (3) その他、選挙管理委員会の指定する方法に従わないもの。

【当選者】

次の方法により当選者を決める。

- (1) 会長選挙は、最高得票者1名を当選者とする。
- (2) 副会長選挙は、得票数の上位2名を当選者とする。

同数得票により当選者を確定できなかった場合は、これらの者を候補者として引き続き決戦投票を行い、得票数の多い者をそれぞれの当選者とする。総投票数が選挙人総数の2/3に満たない場合には、後日あらためて再選挙を実施する。

【選挙結果の公示】

当選者確定後、選挙管理委員長名で、当選者の氏名及び得票数を細胞検査士会HP及び細胞検査士会報にて公示する。また、当選者には選挙管理委員長名で当選証書を発行する。選挙結果に対する異議の申し立ては、当選者の発表後約5日間に選挙管理委員長宛の文書で受付け、その対応は選挙管理委員会で決定する。